

○高槻市老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月24日

条例第55号

注 平成6年9月30日条例第18号から条文注記入る。

改正 昭和47年12月27日条例第66号

昭和48年12月22日条例第69号

昭和53年6月30日条例第20号

昭和58年1月26日条例第1号

昭和60年3月29日条例第4号

昭和61年12月29日条例第47号

昭和62年3月26日条例第3号

平成6年9月30日条例第18号

平成9年9月26日条例第23号

平成11年7月13日条例第13号

平成12年3月28日条例第15号

平成12年12月19日条例第45号

平成14年6月28日条例第23号

平成14年9月27日条例第30号

平成14年9月27日条例第33号

平成16年6月23日条例第18号

平成18年3月29日条例第12号

平成18年6月30日条例第27号

平成18年9月29日条例第39号

平成19年3月19日条例第7号

平成19年12月20日条例第31号

平成20年3月28日条例第7号

平成25年3月28日条例第17号

平成26年9月30日条例第55号

平成26年12月19日条例第73号

高槻市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年高槻市条例第40号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者であつて、市内に住所を有する者のうち、65歳以上のもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のア又はイに掲げる者

ア 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高槻市条例第70号)第2条第1項第1号アからウまでに掲げる者（同条第4項第3号及び第4号に該当する者を除く。）であつて、同条の規定による所得制限を適用した場合において対象者となるもの

イ 高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高槻市条例第17号）第2条第1項第1号に規定するひとり親家庭の父又は母及び同項第2号に規定する養育者（同条第2項第3号及び第5号に該当する者を除く。）であつて、同条例第2条の2の規定による所得制限を適用した場合において対象者となるもの

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病その他の疾患のうち規則で定めるものを有する者で、前年の所得（1月から6月までの間にこの条例の適用を受けようとする者については、前々年の所得をいう。以下同じ。）が規則で定める額以下のもの

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による結核に係る医療を受けている者で、前年の所得が規則で定める額以下のもの

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療を受けている者で、前年の所得が規則で定める額以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

3 第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平11条例13・全改、平14条例23・平14条例30・平16条例18・平18条例12・平19条例7・平19条例31・平20条例7・平25条例17・平26条例55・平26条例73・一部改正）

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費（指定訪問看護に要した費用を除く。）について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下「対象者等」という。）が負担すべき額から、規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下この項により算定される額を「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（平6条例18・平9条例23・平11条例13・平12条例15・平12条例45・平14条例33・平16条例18・平18条例39・平19条例31・平26条例55・一部改正）

（助成の実施時期）

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定により医療費の助成申請のあった日から適用する。ただし、現に高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例又は高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が、65歳に達することによりこの条例による助成を受けることができる場合(その者が65歳に達する日の翌日の属する月に、次条の規定による医療費の助成申請があった場合に限る。)は、当該申請のあった日の属する月の初日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後14日以内にその申請をしたときは、当該助成は、その理由が生じた日から適用する。

3 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項ただし書中「次条の規定による医療費の助成申請があった」とあるのは「次項の規定により助成の適用がある」と、「当該申請のあった」とあるのは「同項の規定により助成の適用がある」と読み替えるものとする。

(平14条例23・平16条例18・平19条例31・一部改正)

(助成の申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(平19条例31・一部改正)

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、規則で定めるところにより医療証を交付する。

(平14条例23・平14条例33・平16条例18・平19条例31・一部改正)

(医療証の提示)

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、市と契約をした病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)に医療証を提示しなければならない。

(平19条例31・一部改正)

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成額に相当する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平14条例23・平16条例18・平19条例31・一部改正)

(一部自己負担額の支払方法)

第9条 前条本文に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、一部自己負担額を契約医療機関に支払うものとする。

(平14条例33・平16条例18・一部改正、平19条例31・旧第8条の2線
下・一部改正)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が第三者から傷病に対する損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成額の全部若しくは一部の支給をしないこと又は既に助成した医療費に相当する金額の返還を命ずることができる。

(平14条例23・平16条例18・一部改正、平19条例31・旧第9条線下・
一部改正)

(届出義務)

第11条 対象者は、住所、氏名、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平14条例23・一部改正、平19条例31・旧第10条線下・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第12条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(平19条例31・旧第11条線下・一部改正)

(助成費の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があったときは、その者又は対象者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平14条例23・一部改正、平19条例31・旧第12条線下)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平19条例31・旧第13条線下)

附 則

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年高槻市条例第40号）により申請をして医療費の助成を受ける権利を得ている者には、その者の申請を待たずに条例第6条の医療証を交付する。

附 則（昭和47年12月27日条例第66号）

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例による医療証を保持する者の扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和48年12月22日条例第69号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和49年規則第7号で昭和49年3月1日から施行）

附 則（昭和53年6月30日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者である者には、その者が改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定に該当することとなる場合にも、この条例の施行の日から昭和53年9月30日までの間は、同条の対象者とみなして医療費の助成を行うものとする。

附 則（昭和58年1月26日条例第1号）抄

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 4 施行日前に行われた医療に係る改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定による老人医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月29日条例第4号）抄

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月29日条例第47号）

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年4月1日前に行われた療養に関する保険給付に係る改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第18号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年9月26日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市国民健康保険条例第9条の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 3 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年9月1日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成11年7月13日条例第13号）抄

改正 平成14年9月27日条例第33号

- 1 この条例は、平成11年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、附則第3項中高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和60年高槻市条例第4号)第2条第1項の改正規定(「又は組合員」を「、組合員又は加入者」に改める部分に限る。)及び同条第2項第4号の改正規定(「前項第2号」を「前項第1号」に改める部分を除く。)並びに附則第5項から第8項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和4年8月2日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者についての平成11年8月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、この条例(前項ただし書に規定する部分を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平14条例33・一部改正)

- 3 高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 5 光化学スモッグに係る健康被害の救済に関する条例(昭和48年高槻市条例第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 6 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高槻市条例第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 7 高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年高槻市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年高槻市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成12年12月19日条例第45号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例第3条第1項後段の規定は、平成13年1月1日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成14年6月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第33号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成14年10月1日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 高槻市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成11年高槻市条例第13号。以下「平成11年改正条例」という。）附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者に対して平成14年10月1日から平成16年7月31日までの間に行われた国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、申請時におけるその者の前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得）が、平成11年改正条例による改正前の

高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する額以下の場合、その者を新条例第2条に規定する対象者とみなして新条例の規定を適用する。

- 4 平成11年改正条例附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者に対して平成14年10月1日から平成16年7月31日までの間に行われた社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、申請時におけるその者の前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得）が、平成11年改正条例による改正前の高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和60年高槻市条例第4号）第2条第1項第1号に規定する額以下の場合、その者を新条例第2条に規定する対象者とみなして新条例の規定を適用する。

附 則（平成16年6月23日条例第18号）抄

改正 平成18年6月30日条例第27号

平成18年9月29日条例第39号

平成19年12月20日条例第31号

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
- 3 改正後の高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、高槻市老人医療費の助成に関する条例（以下「新老人医療条例」という。）及び高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年11月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者であつて、改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）第2条第1項第1号に該当するもの（新老人医療条例第2条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付を受けた場合には、新老人医療条例の規定にかかわらず、なお従前の例により医療費の助成を受けることができる。

（平18条例39・平19条例31・一部改正）

- 5 前項の規定の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「平成17年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法第295条第1項第2号の規定にかかわらず、平成17年改正法第1条の規定による改正前の地方

税法第295条第1項第2号の規定の適用があるものとみなす。

(平18条例27・追加)

- 6 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費の助成に係る旧老人医療条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「特定療養費」とあるのは、「保険外併用療養費」とする。

(平18条例39・追加)

附 則 (平成18年3月29日条例第12号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月30日条例第27号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第39号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年10月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月19日条例第7号) 抄

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月20日条例第31号) 抄

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻島本夜間休日応急診療所条例、高槻市立総合保健福祉センター条例、高槻市保健所条例及び高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前

の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第7号）抄

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第55号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第73号）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年1月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。